第四十九号議案

江

戸

Ш

X

特

別

X

税条例

等

の -

部を改

正 す

る 条

例

	右
平	の
成	議
Ξ	案
+	を
年	提
六	出
月	す
+	る
九	۰
日	

	日	
提出者		
江戸川区長		
多		
田		
正		

第

条

江

戸

Ш

X

特

別

X

税

条

例

 $\overline{}$

昭

和

兀

+

年

月

江

戸

Ш

X

条

例

第

六

号

の

部

を

江 戸 Ш \overline{X} 特 別 \overline{X} 稅 条 例 等 の 部 を 改 正 す る 条 例

江 戸 Ш \overline{X} 特 別 \overline{X} 税 条 例 の 部 改 正

の ょ う に 改 正 す る

次

第 九 条 中 7 に ょ つ て _ を に ょ 1)

_ に

改

め

る

条 第 項 中 \neg に ょ つ て _ を に ょ 1) _ に 改 め 同 項 第

計 配 偶 者 ᆫ に 改 め \neg 得 た 金 額 _ の 下 に _ に + 万 円 を 加 算 し た 金

生

万

円

_

を

 \neg

百

Ξ

+

五

万

円

_

に

改

め

同

条

第

項

中

 \neg

控

除

対

象

配

偶

者

ᆫ

を

同

額

ᆫ

を

加

え

믕

中

百

+

五

第

+

る

第 + 七 条 中 _ 扶 養 控 除 額 を ` _ の 下 に _ 前 年 の 合 計 所 得 金 額 が _ 千 五 百 万

以

下

で

あ

る

_

を

加

え

る

以 下 第 + で 九 あ る 条 中 所 得 \neg 割 所 得 の 納 割 税 の 義 納 務 稅 者 義 _ 務 に 者 ᆫ を 第 \neg + 前 年 八 条 の _ 合 を 計 _ 所 前 得 条 金 _ 額 に が _ 改

め

同

条

第

7

千

五

百

万

円

及 び 第 _ 号 1 中 _ に お 61 て は ᆫ を _ に は _ に 改 め る

つ 第 て _ + Ξ を _ 条 第 に ょ — 1) 項 _ 中 に 改 の 者 め _ \neg を 配 \neg 偶 に 掲 者 特 げ 別 る 者 控 _ 除 額 に 改 め **ത** 下 に 同 \neg 頂 た 所 だ 得 L 税 書 法 中 第 に

ょ

号

1

を 条 加 第 え 項 第 同 \equiv 条 第 + \equiv 項 号 中 の _ 兀 に に ょ 規 定 つ て す _ る 源 を _ 泉 控 に ょ 除 1) 対 _ 象 に 配 改 偶 者 め に 係 同 条 る 第 も 兀 の 頂 を 除 中 \neg < に ょ

つ

て

ᆫ

を

_

に

ょ

1)

ᆫ

に

`

7

に

お

61

て

は

_

を

_

に

は

に

改

め

同

条

第

五

項

中

_

に

円

げ 同 ょ る 項 つ て 者 _ _ に 改 に を 改 め _ め に ょ 同 条 1) 同 _ 第 条 第 六 に 項 七 項 中 \neg に 中 \neg \neg に お お ١J の 者 て 11 は て _ は を を に を _ に 掲 \neg げ に は ᆫ は る 者 に ᆫ に に \neg 改 め **ത** 第 る 者 _ 項 ᆫ を _ を に _

掲

第 Ξ + 五 条 の Ξ 中 以 下 こ の 節 を 次 条 第 頂 に 改 め る

第 \equiv +五 条 ഗ 五 第 頂 中 に お L١ て は を に は に _ 以 下 こ ഗ 節 を

次 条 第 頂 _ に 改 め 同 条 第 \equiv 頂 中 第 Ξ +五 条 の 五 第 項 _ لح の 下 に

_ \neg の 特 別 徴 収 義 務 者 ۲ あ る の は 同 項 に 規 定 す る 年 金 所 得 に 係 る 仮 特

徴 第 兀 収 + 税 額 七 条 を を 11 第 う 兀 + 以 七 下 条 同 じ の لح $\overline{}$ L の 特 第 別 徴 章 収 第 義 兀 務 者 節 中 لح 同 _ 条 を **ത** 前 加 に え 次 る の 条 を

0

製 造 た ば こ の \overline{X} 分

え

る

別

第

兀

+

七

条

製

造

た

ば

こ

の

 \overline{X}

分

は

次

に

掲

げ

る

لح

お

1)

لح

し

製

造

た

ば

こ

代

用

品

す

る

に 係 喫 る 煙 製 用 造 た の 製 ば 造 こ た の ば \overline{X} 分 は 当 該 製 造 た ば こ 代 用 品 の 性 状 に ょ る も の لح

加 刻 パ 熱 み 1 式 た プ た ば た こ ば ば こ こ

朩

八

葉

巻

た

ば

こ

1

紙

巻

た

ば

こ

こ

加

を

加

え

る

0

لح め 第 L١ 兀 \equiv 第 特 は の 売 者 の 喫 は た 条 セ 第 $\overline{}$ う こ 条 渡 そ 混 煙 ば 第 IJ + 製 兀 四 定 こ + 消 + 加 製 及 U の 合 用 れ ン 八 造 か か 費 造 び そ 条 ぎ 九 熱 他 物 具 5 の 項 た 八 み 等 こ 条 式 た 次 消 を で の 喫 に の の ば 条 用 用 _ こ 第 ば 条 費 充 混 煙 規 た れ あ 他 の の の こ _ ば 第 等 塡 لح 製 製 の 5 つ 合 用 定 の 次 こ \equiv 下 項 لح 又 て 物 具 す 物 加 造 造 に し み に に 喫 準 中 み 頂 は た 加 を で る 品 熱 な 次 た た _ _ 煙 な 第 引 ず も 熱 充 会 又 式 す の ば ば あ こ こ 第 用 _ 渡 る に 塡 社 は $\overline{}$ し の つ た 場 合 条

0 _ を 加 え 同 条 こ 第 以 四 具 て 号 L 者 を ょ て ば し $\overline{}$ こ に に لح + れ 下 が 会 1) た 加 以 こ 頂 七 係 こ お さ し 社 蒸 も 熱 下 5 **ത** 中 の 条 る の L١ れ て 又 気 の こ の 喫 に 煙 \neg 条 第 製 節 て た 施 は لح を ょ の 混 及 造 \neg 行 特 な 製 条 合 前 **ത** も 1) 用 び 特 規 造 頂 頂 た 規 の 定 る 蒸 に 物 具 _ ば グ 0 第 定 定 及 則 販 し 気 お を で 製 五 を こ を 加 び 第 売 IJ た ح 11 充 あ + _ 業 つ 造 適 熱 八 特 な て 塡 の 輸 セ た 第 条 者 る \neg て _ \overline{X} 用 式 λ IJ 定 L ば 条 兀 す ン グ 分 た さ の か 販 会 た 加 こ + ば は れ 5 そ 売 IJ 社 も 熱 0 る 0 _ こ Ξ 七 業 に た の 委 **ത** セ の 託 者 に 条 喫 も IJ لح 0 加 こ 他 $\overline{}$ ょ 下 お の 熱 **ത** 煙 0 で を **ത** ン 11 た 1) に 式 場 受 そ ば 蒸 L١ 用 に 定 物 加 う _ 第 合 具 限 め 熱 の こ 気 て た け 品 _ _ に る \smile 事 لح ば る て 又 $\overline{}$ \neg 式 他 こ 加 売 項 お لح 者 製 は **ത** 業 な た 熱 渡 لح 以 に 造 こ ば 物 法 る L١ 11 加 す う ょ こ グ 尤 L に て 下 れ 熱 第 L 品 た 等 改 る こ 1) た 5 の 又 \equiv IJ 式

に

項

用

等

け

1)

紙

5 当 ば 該 ば 3 **ഗ** の を る 同 巻 1 ᆫ 次 紙 号 た こ プ 下 こ た 第 巻 熱 に 第 _ 欄 加 に 巻 売 に ば 兀 た 式 第 1) 四 た を に 個 換 規 こ + ば た 当 算 三 ば 熱 次 た 渡 項 除 の に こ 式 ば 九 ば た す 頂 改 < の L 7 定 の 重 の こ を _ 0 こ _ こ **_** _ た 等 第 す 条 の 1) る 第 量 め _ _ _ _ ば 項 兀 る 第 場 を を 本 の の を 同 こ _ + \equiv 合 号 表 を を に 加 加 数 品 重 を 同 \neg に _ 七 熱 え 項 量 に に 加 条 の 加 に 目 7 葉 を ご 式 中 係 え 紙 条 換 $\overline{}$ お 掲 え 重 第 巻 下 加 る る 巻 同 第 た 算 لح 同 け げ 量 兀 た 欄 え \neg \neg ば ば 第 た 欄 場 す の 号 る る 同 項 前 こ こ ば に 頂 合 頂 る 数 に 計 方 項 の 中 に こ ᆫ _ 掲 規 算 改 喫 頂 0 の の 方 量 法 を 下 _ _ の げ 売 重 を 法 を 定 は に 同 に 前 に め 煙 製 に る 渡 量 を \neg に 乗 す ょ 条 _ 項 改 用 _ _ 造 じ 第 改 し を 第 ょ る 売 1) 又 め 同 の 渡 紙 た 又 紙 場 1) て 六 は 頂 め を 加 加 を ば は 巻 巻 \neg 合 頂 行 得 埶 し 熱 頂 前 \neg 同 後 こ 同 又 う 式 لح 頂 前 号 段 同 第 た た 式 等 た =ば の 項 四 条 ば は に も 重 た に た し の を こ こ + 第 ば ば 本 改 量 係 加 頂 中 削 を 前 の ᆫ 七 こ こ \neg 1) 数 同 の 頂 め لح を る 同 熱 は 条 条 項 本 第 す 頂 式 に 葉 を 合 の 加 の ` 計 巻 第 に **ത** 数 る 重 埶 重 た 改 _ **ത** 同 7 0 に 量 兀 掲 号 L 式 量 ば 紙 第 売 ഗ 前 め た 頂 ば 頂 げ 渡 換 に を た こ 巻 重 を に ഗ لح そ 号 る L 算 掲 量 LI ば 紙 次 **ത** こ 表 た _ _ に L 若 す げ う こ 巻 関 第 ば を ഗ **ത** 品 _ こ 掲 る 合 の た を に L る 目 L _ げ < $\overline{}$ ご 号 場 計 ば \neg 同 方 の 品 項 条 こ لح パ る は 合 法 下 重 に 目 を 1 に 方 第 喫 消 に に に 当 ご 加 の の 1 中 量 の 法 該 لح え プ 煙 費 お ょ _ を 本 下 \neg _

紙

加

数

の

る

個

に

当

た

パ

本 L 第 ょ _ 数 1) た に 号 加 紙 換 熱 に 算 0 巻 式 • た 掲 L = ば げ た た こ ば を る 紙 こ 乗 方 巻 の じ $\overline{}$ 本 法 た 特 て 数 に ば こ 定 及 ょ 計 加 算 び 1) の 熱 し 第 換 本 式 た Ξ 算 数 紙 号 L に た ば 巻 に た 0 こ た 掲 紙 ば 巻 喫 げ 八 こ 煙 る た を 用 の 方 ば 乗 こ じ 具 本 法 を て 数 に の 除 計 0 ょ 本 < 合 1) 数 算 0 計 に 換 し 数 算 0 た **ത** に L • 紙 ょ 巻 重 た 量 る 紙 を た 乗 ば の も 巻 こ 0 た じ グ لح ば て ഗ ラ す こ 計 本 厶 る の 算 数

を も つ て 紙 巻 た ば こ の 本 に 換 算 す る 方 法

定 め 加 熱 も 式 の た ば に こ 係 ഗ 部 重 分 量 の 重 フ 量 1 を ル 除 タ ı 0 そ **ത** の 他 0 の 施 兀 行 グ 規 則 第 厶 + を 六 も つ 条 て の 紙 巻 の た

<

 \smile

•

ラ

ば

で

こ の 0 • 五 本 に 換 算 す る 方 法

る

る

Ξ

の た 平 税 ば 次 こ 率 成 に Ξ 掲 ഗ + げ 般 年 る 本 会 法 加 の 計 律 熱 余 に 第 式 額 お 七 た に け 号 ば 相 $\overline{}$ こ る 当 債 附 の す 務 則 \overline{X} る の 第 分 金 に 兀 承 額 + 継 応 八 じ 等 所 に 条 得 第 伴 そ 税 L١ れ 法 ぞ 頂 必 等 要 第 れ の 次 な 号 に 財 部 に 定 源 を 定 め ഗ 改 確 め る 正 保 る 金 す に た 額 る 係 ば の る こ 法 紙 特 税 律 巻

別 法 る 第 た 措 兀 ば 置 こ に 百 六 特 関 別 す +税 る 八 条 **ത** 法 に 税 律 規 率 $\overline{}$ 平 定 す 法 成 る 第 + 七 年 た ば + 法 こ 兀 律 条 税 第 **ത ത** 百 稅 五 Ξ に + 率 規 七 を そ 号 定 す $\overline{}$ れ ぞ 第 る れ た 八 千 ば 条 で こ 第 除 税 _ し の 項 て 税 に 得 率 規 及 た 定 金 び す

じ 1 額 の 合 売 渡 を 計 も 額 し 等 つ を て 百 の 時 紙 分 に 巻 の お 六 た ば + け こ る で 小 **ത** 除 売 0 し 定 て 計 価 五 本 算 $\overline{}$ に た し ば 換 た こ 算 金 事 す 額 業 る を 法 方 LI 法 う 第 Ξ + 第 \equiv 八 条 頂 第 に お 項 LI 又 て は 同

9 8 7 そ 第 る 数 イ た 熱 加 る 数 第 が に ば 式 熱 第 四 の 前 金 \equiv Ξ を こ た + 第 節 号 媏 あ 定 項 式 額 た \smile 数 乗 頂 ば た 九 金 七 の る め の の を 頂 1 じ こ ば を 各 場 る 計 本 紙 第 条 額 十 に 規 の _ こ 号 Ξ 切 て 合 金 算 数 巻 に 掲 定 規 の 号 1) 計 に に 額 に た 号 次 げ に 定 に 品 の 掲 $\overline{}$ 捨 算 は 又 関 換 目 品 ば に の る ょ に ご こ て げ は L 算 掲 兀 し 目 第 も 1) ょ ご る た る そ 紙 す لح の げ 項 十 の 課 1) も 紙 方 の 巻 る の لح 本 る を 条 以 さ 課 加 巻 法 さ の 端 た 熱 方 数 の 数 方 加 第 外 れ に ば \equiv لح 式 に 法 え る れ た 数 法 量 0 こ す ば ょ を た に を 個 換 に る 頂 加 ベ る こ ょ る IJ 切 の ば ょ 乗 当 算 第 熱 き ベ こ じ 式 換 た す 1) 地 の IJ — 1) き 算 て 号 本 行 1) る 加 た 方 消 本 捨 の う 数 L て 得 ば 消 **ത** 品 **ത** 場 熱 費 こ に た る 金 も 合 式 及 費 目 た 同 稅 ご び 紙 も 額 の 金 号 に た 稅 に 巻 に لح لح 額 1 ば 第 に 相 本 の お た ば 当 未 た لح 相 す を 又 こ 兀 相 の け こ 当 満 ば す る 合 は る に 頂 当 す こ る す 個 計 係 す る **ഗ** 計 ഗ 稅 当 端 の る に 算 る 規 法 る 金 し 定 数 た は 定 金 本 金 同 $\overline{}$ 額 が 額 そ め 号 数 1) **ത** 昭 額 及 に に ഗ 1 例 を 7*)*` あ の る 売 和 _ 第 合 金 又 に 除 法 る 同 渡 五 場 \equiv ょ + < 第 頂 銭 計 額 L は 合 額 1) 九 に 未 頂 に 等 当 に 規 満 第 を に に 算 年 章

こ

当

該

小

売

定

価

に

相

当

す

る

金

額

消

費

稅

法

昭

和

六

+

 \equiv

年

法

律

第

百

八

第

 \equiv

第

頂

の

認

可

を

受

け

た

小

売

定

価

を

L١

う

 $\overline{}$

が

定

め

5

れ

て

L١

る

加

熱

式

た

ば

係

る

定

め

定

L

法

律

Ξ

号

ഗ

媏

紙

巻

該

加

は

定

す

10 行 規 前 則 各 で 項 に 定 め 定 る め لح る こ も 3 の に の ょ ほ る か 0 ` こ れ 5 **ത** 規 定 の 適 用 に 関 L 必 要

な

事

項

は

施

第 五 + 条 中 \neg 五 千 _ 百 六 十 _ 円 _ を _ 五 千 六 百 九 + 円 ᆫ に 改 め る

第 五 + 条 第 \equiv 項 中 _ 第 兀 + 七 条 _ を _ 第 四 + 七 条 の _ に 改 め る

し 若 L < は 消 費 等 _ を \neg 売 渡 L 等 _ に 改 め る

第

五

+

条

の

 \equiv

第

項

中

_

第

四

+

七

条

第

項

の

売

渡

L

又

は

同

条

第

頂

の

売

渡

付 則 第 条 の _ の 第 項 中 \neg 得 た 金 額 _ の 下 に _ に + 万 円 を 加 算 L た 金 額

付 則 第 + 条

第

Ξ

頂

中

第

Ξ

+

七

条

の

七

を

_

第

Ξ

+

七

条

ഗ

六

_

に

 \neg

第

Ξ

ᆫ

を

加

え

る

+ 七 条 の 九 の 兀 又 は 第 Ξ + 七 条 の 九 の 五 ᆫ を 7 第 Ξ + 七 条 ഗ 八 又 は

条 江 戸 Ш \overline{X} 特 別 \overline{X} 税 条 例 の 部 を 次 **ത** ょ う に 改 正 す る

第

ഗ

九

ᆫ

に

改

め

る

改

め

る

第

兀

+

九

条

第

Ξ

頂

中

 \neg

0

八

ᆫ

を

7

0

•

六

に

`

_

0

_

を

 \neg

0

四

に

 \equiv 条 江 戸 Ш \overline{X} 特 別 X 税 条 例 の 部 を 次 **ത** ょ う に 改 正 す る

第 に 改 第 四 め + 九 同 頂 条 第 第 \equiv \equiv 号 項 中 中 \neg 附 0 則 第 六 _ 兀 + を 八 \neg 条 0 第 • 匹 _ 頂 第 に 号 0 を • 兀 \neg 附 を ᆫ 則 第 を

兀

+

八

条

第

0

•

六

を

ᆫ

第 五 + 条 中 _ 五 千 六 百 九 + 円 ᆫ を _ 六 千 百 + 円 _ に 改 め る

項

第

号

_

に

改

め

る

第

Ξ

+

七

条

ᆫ

同

項

第

号

を

削

1)

同

項

第

号

を

同

項

第

号

لح

L

同

頂

第

 \equiv

号

を

同

頂

第

号

لح

第 第 五 兀 九 法 七 に 年 律 号 改 条 第 第 五 法 第 $\overline{}$ め 兀 + +江 律 七 附 戸 条 第 + 則 九 同 中 七 第 頂 条 Ш +号 兀 第 $\overline{\mathsf{X}}$ \neg 第 = $\overline{}$ + \equiv \equiv 六 特 千 号 第 八 号 頂 別 $\overline{}$ 中 百 + 条 中 \overline{X} _ _ 第 \neg _ 税 + 条 所 0 条 を 削 第 項 得 例 円 第 る 稅 四 の ᆫ _ 頂 法 を を に 号 等 部 に 規 の を を 六 定 定 次 \neg 千 す め 部 0 の る る を • 五 ょ _ _ _ 百 改 う に 五 に を 正 を + 改 改 す \neg め た る に 正

ば

こ

税

法

昭

和

五

+

九

年

同

号

中

_

 $\overline{}$

昭

和

五

十

法

律

平

成

Ξ

+

年

法

律

第

す

る

_

0

六

_

を

 \neg

0

八 _

円 ᆫ に 改 め る

条 第 兀 + 江 八 戸 条 Ш の \overline{X} = 特 中 別 \neg X 及 税 び 条 次 例 条 の 第 Ξ 部 項 を 第 次 _ **ത** 号 ょ _ う に を 削 改 る 正 す る

_ る 巻 た を 方 第 法 ば 乗 兀 こ じ + に ょ の て 九 1) 本 計 条 数 算 第 換 算 に Ξ し 0 た 項 し 紙 中 た 紙 八 巻 \neg 巻 を 第 た ば 乗 た こ じ ば 号 _ こ て の の 計 本 を 算 本 数 \neg L 次 数 に た 第 _ 0 紙 に 巻 号 改 に 八 た め 掲 を ば こ 乗 げ じ 紙 **ത** る 巻 て 本 方 計 数 法 た 算 及 に ば L び ょ こ 第 1) の た Ξ 換 本 算 を 号 数 削 に に し 掲 1) た 0 げ 紙

1 \equiv た L 第 ば 項 こ Ξ に 同 第 改 項 の 条 第 め 第 重 号 ᆫ 量 兀 号 項 同 を を ᆫ 条 紙 中 _ 第 巻 に 第 九 改 た 又 \equiv 項 め ば は 頂 こ を 前 第 削 頂 同 の 1) 条 本 第 号 第 数 — _ 号 同 八 に に 条 に 項 換 改 第 中 掲 算 め + す げ \neg 頂 る る 第 同 \equiv 場 を 方 条 合 同 項 法 第 ᆫ 条 に 第 七 Ξ 第 を ょ 項 号 削 九 1) 中 1 項 1) 同 ᆫ لح 号 第 す を 同 に \equiv る 条 規 項 第 第 定 第 \equiv 五 す \equiv 頂 頂 る 号 第 中 加 埶 号 を 第 式

第 Ш 六 X 条 江 戸 条 例 江 Ш 戸 第 \overline{X} Ξ Ш 特 十 \overline{X} 別 特 \overline{X} 稅 号 別 $\overline{}$ 条 X の 税 例 条 等 部 例 の 等 を 次 **ത** 部 の を 部 改 ょ う 正 を に 改 す 改 正 る 正 す 条 す 例 る 条 る の 例 部 平 改 成 正 + 七 年

+

月

江

戸

付 則 第 五 条 第 = 項 中 \neg 新 条 例 _ を \neg 江 戸 Ш X 特 別 X 税 条 例 _ に 改 め 同 項 第

Ξ 同 条 号 第 中 兀 \neg 項 平 中 成 \equiv \neg + 新 条 年 例 第 \equiv 四 月 十 \equiv 七 + 条 _ 第 日 _ 頂 を _ _ を 平 成 Ξ 江 戸 + Ш _ X 年 特 九 別 月 Ξ $\overline{\times}$ 税 +条 \Box **_** 例 第 に 四 改 十 め 七

条 の 第 頂 _ に 改 め 同 条 第 + \equiv 項 中 \neg 平 成 Ξ + 年 兀 月 日 _ を \neg 平 成 三

+ 兀 年 頂 +の 月 表 第 日 _ 五 頂 に の 頂 _ 千 中 平 百 成 六 Ξ 十 _ + 円 _ 年 兀 を 月 _ Ξ 千 + 六 日 百 九 十 を \neg 平 円 _ 成 Ξ に + 改 め 年 + 同 月 条

十二年三月三十一日」に改める。

Ξ

+

日

_

に

改

め

同

表

第

六

頂

の

項

中

平

成

Ξ

+

年

九

月

Ξ

+

日

ᆫ

を

_

平

成

Ξ

+

第

施

行

期

日

付

則

第 当 該 条 各 号 こ に の 定 条 め 例 る は 日 か 公 5 布 施 の 行 日 す か る 5 施 行 す る 0 た だ し 次 の 各 号 に 掲 げ る 規 定

加 第 え 兀 第 る 節 改 中 条 正 同 中 規 条 江 定 の 戸 並 Ш 前 び に X に 特 同 条 別 条 を X 例 税 加 第 え 条 兀 る 例 十 第 改 九 正 兀 + 条 規 か 定 七 5 条 第 同 を 五 条 第 + 例 兀 + 第 条 兀 七 条 ま +で 八 の 及 条 び の لح 第 次 し に 五 十 第 条

条

を

章

は

る

L١

中

第 八 六 五 兀 \equiv て 特 七 $\overline{}$ 適 別 条 特 び 年 条 項 項 者 の Ξ _ + 用 \overline{X} 別 第 第 第 第 第 第 第 項 第 の の 第 _ Ξ L \overline{X} 五 兀 + 規 の 月 の 民 改 を 前 税 条 条 条 頂 九 正 条 条 条 条 改 _ 条 改 民 定 平 正 に 第 稅 の 並 の 条 規 中 並 中 の 正 同 中 日 = 成 関 改 び 規 の 定 江 び 江 改 平 規 — 江 規 に Ξ 戸 す 号 関 正 改 戸 に 戸 正 定 定 に 定 $\overline{}$ 成 生 十 \equiv る に す 規 付 正 第 Ш 付 Ш 規 並 計 Ш 並 _ び 年 則 + び X 部 掲 る 定 平 規 X 則 \overline{X} 定 配 度 分 げ 経 第 成 定 号 特 第 特 _ 偶 特 に に 分 は 平 平 る 過 七 Ξ 並 に 別 五 別 年 同 者 別 第 _ 六 + び 掲 条 \overline{X} ま 規 措 成 条 \overline{X} 条 X 成 平 で 定 置 \equiv 及 \equiv に げ 及 税 \equiv 税 条 稅 月 例 に + の 成 に び 年 同 る 条 び 条 + _ 付 改 条 並 び 特 \equiv ょ 兀 第 条 改 例 第 例 日 則 め 例 に 別 + る 年 例 六 第 年 第 第 八 月 正 第 る + + \overline{X} 改 条 条 + + 部 付 付 規 + 九 条 条 — 条 則 民 年 正 月 **ത** 日 則 定 ഗ 月 分 税 — 規 第 第 規 **ത** 条 に 第 第 度 後 を _ _ Ξ に 以 の \exists 定 除 定 改 日 第 限 < つ 江 条 正 \equiv る 項 条 後 項 0 0 戸 の 第 61 平 平 規 項 の 及 の $\overline{}$ び て 年 Ш 成 定 ഗ $\overline{}$ 改 成 は X \equiv 号 度 並 Ξ 改 及 正 第 の ` =+ び + び 規 兀 分 特 ഗ 平 正 =規 条 別 \equiv 改 定 な 0 の に 成 同 特 改 定 条 お \overline{X} 年 同 正 年 \equiv ഗ $\overline{}$ + 従 別 税 + 正 条 規 + 並 例 \neg 規 _ 前 \overline{X} 条 月 規 例 定 月 び 第 控 定 =第 _ の 民 例 定 年 に 除 税 対 平 例 の 日 並 十 同 日 兀 次 + に に 規 び 七 条 月 条 \equiv 象 成 ょ 定 に 条 第 条 配 Ξ つ 第 +

日

第

偶

次

及

2 \overline{X} $\overline{}$ 用 特 し 民 前 別 税 条 \overline{X} 平 に 第 た 関 六 成 ば \equiv す 号 こ + る に _ 税 部 掲 げ に 年 分 関 度 は る す 分 規 る ま 平 定 に 経 で 成 \equiv 過 ょ の + 措 特 る 置 別 \equiv 改 X 年 正 民 度 後 以 税 **ഗ** に 後 江 戸 つ の Ш 11 年 て \overline{X} 度 は 分 特 別 **ത** 特 \overline{X} な 別 税 お 条 従 \overline{X} 前 民 例 稅 の の に 例 規 に つ 定 ょ 11 中 る 特 て 適 別

第 \equiv 日 条 前 に 課 別 L 段 た **ത** 定 又 め は が 課 あ す る ベ も き の で を あ 除 つ き た 特 付 別 則 X 第 た ば 条 こ 第 税 に 号 に つ 掲 L١ て げ は る ` 規 な 定 お の 従 施 前 行 の の

例

に

ょ

る

第 < 兀 除 第 $\overline{}$ < は 兀 条 手 消 百 持 六 平 付 費 品 則 等 + 課 成 \equiv 第 $\overline{}$ 五 稅 + 六 条 に 同 条 法 第 年 係 + 第 第 る 兀 項 月 特 項 百 に _ 別 及 六 規 X 日 び + 定 前 た に ば 第 九 す こ 八 条 る 地 条 第 売 方 税 第 渡 税 _ 法 項 L 頂 第 又 に は 昭 お 号 同 和 _ 61 及 条 第 + て び _ \neg 第 五 _ 頂 年 売 号 に 法 渡 に 規 律 し 等 規 定 第 _ 定 す لح す る 百 61 る 売 う + 売 渡 渡 L 六 \smile 若 묵 L が を L

販 品 年 れ 売 を + た 除 月 製 の た < 江 造 戸 め た Ш ば 所 以 こ 持 下 \overline{X} こ す 条 $\overline{}$ る の 例 江 頂 戸 卸 第 \equiv 売 及 Ш + び 販 \overline{X} 売 第 _ 特 業 五 号 別 $\overline{}$ 者 項 X に 等 付 税 $\overline{}$ お 則 条 11 第 例 付 則 て 五 等 第 条 \neg の 製 第 条 造 _ 部 第 た 頂 を ば に 改 こ 号 規 正 _ 定 す に 掲 لح す る げ 61 る 条 う 紙 る 例 規 巻 平 定 $\overline{}$ た に ば 成 を ょ 同 こ

Ξ

級

+

七

行

わ

販 $\overline{}$ 売 第 業 兀 者 + が 七 あ 条 る の =場 合 第 に お 頂 L١ に て 規 ` 定 す こ れ る 5 卸 の 売 者 販 が 売 業 所 得 者 税 等 法 を 等 L١ う の 部 以 を 下 改 同 正 じ

又

は

小

売

لح

L١

う

る

改

正

後

の

江

戸

Ш

 \overline{X}

特

別

 \overline{X}

税

条

例

 $\overline{}$

第

兀

頂

及

び

第

五

頂

に

お

しし

て

_

 \equiv

+

年

新

条

例

日

に

3 2 号 L 下 の し لح な _ 申 な $\overline{}$ に 前 前 け 告 け 別 頂 施 頂 れ 行 に の れ 記 地 に ば 規 ば 第 規 係 規 方 _ な 則 る 定 な 税 定 号 5 税 に 5 法 す な ょ な 樣 施 る ح 金 式 L١ L١ を る 61 者 行 0 に う 地 申 は 規 0 方 告 ょ 則 税 る 書 の 同 を 項 第 法 申 \equiv 施 提 に 告 部 + 行 出 書 を 規 兀 規 し を 改 定 号 た 平 正 す 則 者 成 す る の \equiv る 貯 昭 は **ഗ** 和 + 省 蔵 平 年 場 五 令 + + 樣 成 所 又 式 \equiv 月 平 九 Ξ に 年 + 成 は + \equiv ょ 総 小 る 理 年 + 売 年 納 兀 販 府 日 ま 付 令 月 繎 売 書 第 で 務 業 _ _ に 日 に 省 者 ょ + ま \overline{X} 令 の つ \equiv で 第 営 長 号 7 に に 業

納

付

以

そ

提

出

+

四

所

ご

す た る 売 売 لح か ば て も 営 販 販 こ \neg る き 5 業 の 売 売 は 移 所 法 の 業 業 出 製 得 律 لح 所 者 者 造 税 み に こ U $\overline{}$ 平 な お で 等 れ た 者 法 で も لح 等 成 し L١ あ 5 Ξ て る 改 て あ の の U 所 + 場 る 者 لح て 正 当 年 特 持 合 場 が み 法 _ 別 さ に 合 卸 な 該 法 に \overline{X} れ は 売 し 製 بح 律 第 た る \overline{X} は 販 て 造 61 ば 七 も の \overline{X} 売 同 た う こ 믕 の X の 業 項 ば 0 こ 税 域 \overline{X} 者 の に を 域 等 規 附 限 内 を 付 課 に る لح 定 則 則 内 同 0 す に に 所 し 日 第 第 $\overline{}$ る 在 て ょ に 五 六 所 当 こ + 条 を す 在 1) こ る す た 第 該 れ — 同 当 日 製 ば 条 _ の る 5 こ 場 に 該 貯 造 ഗ 第 頂 合 及 小 製 た 税 者 蔵 に 造 場 ば を 頂 び 売 **ത** お こ 課 **ത** 第 販 た 所 製 ば 規 け 売 さ 造 八 $\overline{}$ る 業 こ こ こ れ た 定 条 特 者 を れ れ る ば に 第 こ こ ょ 別 に 直 5 5 _ لح \overline{X} 売 接 の の の 1) 頂 た 1) 管 者 者 لح 製 製 に ば 渡 理 が が 造 造 な お

該

特

別

X

た

ば

こ

税

の

税

率

は

干

本

に

つ

ㅎ

兀

百

 \equiv

+

円

لح

す

る

税

の

課

稅

標

準

は

当

該

売

1)

渡

L

た

も

の

لح

み

な

さ

れ

る

製

造

た

ば

こ

ഗ

本

数

لح

L

当

こ

L

す

小

卸

る

場

た

しし

ത

の

ほ

か

欄

に

掲

げ

る

字

句

لح

す

る

に

掲

げ

る

 \equiv

+

年

新

条

の

六

並

に

第

五

4

第

項

5 理 由 \equiv + に ょ 年 1) 新 X の 第 五 X + 域 内 _ に 営 業 兀 所 **ത ത** 定 所 は 在 す

ば

こ

の

う

ち

第

頂

ത

規

定

に

ょ

IJ

特

別

 \overline{X}

た

ば

こ

税

を

課

さ

れ

た

又

は

課

さ

れ

る

ベ

る

小

売

販

売

業

者

に

売

1)

渡

L

た

製

造

た

販

売

契

約

の

解

除

そ

の

他

き

む

を

得

な

11

第 五 + 条 第 条 例 頂 条 又 法 当 の は第 該 第四 各 二百 項 項一 項七 規 + \equiv

条

第

項

同

項

条平

第成

 $\equiv \equiv$

項十

年

改

正

条

例

付

則

第

兀

第

五

+

条

の

六

第

頂

は第

第五

二十

条

の

Ξ

第

項

又

条平

第成

=

項十

年

改

正

条

例

付

則

第

兀

第 第 五 五 + + 条 条 の の Ξ Ξ 第 第 五 兀 頂 頂

> 第 の様施 二式行 様又規 項 又 式は則 は 第第 第 $\equiv \equiv$ =++ 頂 四四 묵 묵 のの

則十以年部江 様 省 正 地 第年下 を戸 式令す方 四改こ月改川 第る税 条正の江正区 二省法 第条節戸す特 十令施 四个行 号平規

三例に川る別 項」お区条区 とい条例税 いて例へ条 う「第平例 °平 成 等 ○成号三の

付三 °十一

一成則 別三の 記十一 第年部

二総を

号 務 改

n ぞ

の 中 欄 に 掲 げ る 字 句 は そ

中 同 表

条 十 _ 例 の 条 規 **ത** 定 規 定 を 適 用 す る こ の 場 合 に お L١ て

次

の

表

の

上

欄

第

五

+

定

す

る

も

れ

同

表

ത

下

7 X の Ξ 規 + 定 年 に 新 ょ 1) 条 例 特 第 別 $\overline{\mathsf{X}}$ 八 た 条 ば こ 第 五 税 + を 課 条 す の る Ξ 場 第 合 兀 に は 頂 及 び 前 第 Ξ 五 頂 項 に 規

5

の

販

等

لح

U

て

当

た

こ

 $\overline{}$

こ

5

の

売

者

こ

し

造

5

売

第 第 六 五 当 当 ㅎ れ た 者 ഗ **ഗ** 例 日 を が は に ょ $\overline{}$ $\overline{}$ لح 条 手 条 こ 課 ょ 1) 該 も も 者 た に 前 特 該 還 る の し が め 持 ょ に 別 れ 返 さ 付 卸 の 平 課 \overline{X} 者 لح て 所 所 品 る 別 5 還 れ を 書 売 の こ 当 が 得 持 課 L 段 た に た 受 販 返 み 成 の 類 れ \equiv ば 卸 な 該 税 す 税 た ഗ 申 係 け 中 5 売 還 + こ 売 製 法 る に 定 告 る 又 ょ 業 を し 7 の _ て 造 等 係 又 め 書 製 は う 者 受 卸 税 返 規 る 売 同 改 売 年 は が に に 造 課 لح 還 定 等 け た ば + さ に 業 頂 正 販 特 課 あ 関 添 た す **ത** は た 者 の こ 法 売 月 別 す る す 付 ば れ る 理 規 卸 こ 業 X ベ 規 を 附 _ も る し る 製 由 定 施 売 者 定 同 則 日 た き の 経 な の ベ 造 及 す 行 販 に ば び で 売 日 第 等 前 を 過 け 品 き た る 規 に こ ば そ ょ 五 又 に あ 除 措 れ 目 で 申 則 業 こ つ ご こ 1) + は 売 税 き 置 ば あ の 告 第 者 + 渡 つ 等 該 た れ 小 た な لح に 他 書 に ば 5 に 六 製 5 条 売 L 特 付 つ 参 ഗ た 造 こ 則 考 条 ഗ 第 販 等 別 な 本 旨 L١ 添 つ 税 者 九 売 が X 第 L١ 数 を لح **ത** て 付 L١ ば を の 項 業 行 た を 証 同 な す て 準 課 製 者 ば 条 す る ベ わ 記 頂 の の こ さ 造 第 載 ベ 五 用 規 が れ る の ㅎ れ た 定 税 五 L に 規 き 施 又 す ぁ た ば 製 に 号 足 れ る に る た 事 行 は る 定 こ こ に 場 造 つ 上 IJ に 規 第 ょ 頂 لح 掲 で + 1) 合 る ょ 則 ഗ た しし こ لح 六 者 製 製 に ば て げ 同 書 1) 欄 第 ഗ が な 造 造 お こ は 樣 類 特 に +条 場 る 卸 場 た L١ を 規 式 に 別 六 合 る の に 基 当 لح か ば て 定 \overline{X} 号 兀 に 同 な こ 日 づ た 販 ㅎ 5 お の ょ 該 の の お 売 は 移 の こ に 従 施 る 11 ば 控 五 規 61 業 出 書 て こ 除 製 れ 販 前 行 樣 定 て

の

類

税

又

式

に

の

3 2 4 び 号 な 等 お 及 ഗ 納 そ な 樣 لح ば 準 お で L١ び 次 付 式 に こ L L١ で の 第 の 前 L١ 前 は あ て て 第 項 L 申 項 に 付 頂 税 て る ほ _ あ 五 則 に 当 所 場 に か 頂 な 告 の ょ 地 の る 次 頂 お に 規 る 第 規 合 場 の け 方 稅 該 特 持 の 11 第 規 れ 係 定 申 八 稅 定 率 売 別 さ に 合 \equiv 表 第 て 定 ば る に 告 条 法 す は \overline{X} れ は IJ に 五 _ 条 な 書 第 施 る 渡 る \overline{X} は の に 税 ょ た \equiv ば \overline{X} 上 + ょ 5 金 る を 行 者 千 し も の の こ 欄 + 申 平 規 1) な を 頂 規 は 本 た **ത** X **ത** に 条 =定 特 L١ 施 告 成 に 則 に も 税 に 域 \overline{X} 掲 別 Ξ の 年 に 行 書 お の つ の を 限 内 域 同 げ + に 六 新 ょ X 規 を 11 項 き لح 課 る 内 に 条 た 提 て に 兀 み す 所 る 並 る 則 部 \equiv び 例 改 ば 第 出 年 \neg を 規 百 な る 在 所 _ こ + に 正 Ξ U + 平 改 定 Ξ さ を す 在 =+ +لح 成 こ す 第 後 税 た 正 す れ 同 る 兀 者 Ξ す 当 る 年 五 61 を 月 る 円 る の の 日 + + う 課 号 る لح に 新 江 は 貯 製 場 該 貯 戸 条 す ഗ 日 年 省 す 造 合 小 製 蔵 蔵 平 場 例 条 $\overline{}$ Ш る ま 改 令 場 る た に 売 造 ば 第 場 正 お の \overline{X} の 成 で 所 販 た 所 の $\overline{}$ 又 ば 規 合 五 Ξ に 規 平 こ 規 八 特 け 売 こ 定 定 条 別 に 樣 + X 則 成 は の る 業 こ 中 を Ξ \equiv 特 者 X は 式 툱 小 本 を れ 税 に 年 に لح 十 売 数 別 に 同 適 第 直 5 条 提 لح 表 五 ょ \equiv 年 販 \overline{X} 売 接 用 前 L١ の う + Ξ 月 0 す 例 る 出 総 売 し た 1) 管 者 中 る 頂 納 \equiv L 務 業 ば 渡 理 が こ 欄 条 以 に +な $\overline{}$ 省 者 当 L す 小 付 下 書 令 税 規 _ け 別 の 該 た る に こ の 売 掲 こ に 日 第 営 特 営 の Ξ 定 れ 記 の も 販 げ 場 第 の す ょ ま ば 第 業 別 課 の 業 売 る 兀 る つ で な _ + 所 X 税 لح 業 合 頂 所

5

号

五

ご

た

標

に

み

者

字

に

項

及

も

て

に

5

当 ベ た L١ に ょ ょ IJ 該 き ば 理 Ξ こ る 卸 + も 由 書 売 の の に こ う ょ 年 類 れ 販 の ち IJ 中 5 売 返 新 業 還 条 7 の 規 返 者 を 第 X 例 受 還 定 等 第 の に は け \overline{X} 五 の 項 + 理 規 た の 域 由 定 卸 規 内 施 及 す 行 売 定 に 条 び に 営 る 規 販 の そ 則 ょ 業 申 売 兀 の 告 第 業 IJ 所 の + 者 他 書 特 の 規 に 参 六 等 別 所 定 条 に 考 添 X 在 は لح す 付 の つ た _ ば な す 11 る 販 T こ る ベ の 小 売 べ 五 準 税 契 き 売 き 施 又 用 を 販 約 事 行 は す 課 売 の 項 規 第 さ 業 る 解 _ + 則 れ 者 除 欄 第 六 に そ こ た + 条 に の 売 の ` 六 の 場 又 1) 他 当 号 四 合 は せ 渡 該 の に 課 む の L 控 さ 五 規 お た を 除 樣 定 L١ n 製 得 又 式 に て る 造 な

第五十二条第二項		第五十一条の六第一項	第五十一条の三第四項	
又は第二項法第四百七十三条第一項	当該各項	は第二項第五十一条の三第一項又	第一項又は第二項	の二様式の二様式又は第三十四号の二施行規則第三十四号の二
条第三項平成三十年改正条例付則第六	同項	条第二項平成三十年改正条例付則第六	則第六条第三項十年改正条例」という。)付十年改正条例」という。)付以下この節において「平成三年 月江戸川区条例第 号。部を改正する条例(平成三十江戸川区特別区税条例等の一江戸川区特別区税条例等の一	様式(おおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおお

句

は

そ

れぞ

れ

同

表

の

下

欄

に

掲

げ

る

字

句

۲

す

る

第 七 当 が を は $\overline{}$ 条 こ 課 還 特 該 別 れ 返 さ 付 \overline{X} 別 5 還 れ を 段 た た 受 の に け **ത** ば 申 係 定 こ 告 る 又 ょ め 税 書 は う 製 が に に 造 課 لح さ す あ 関 添 た る す 付 ば れ る こ る も る し 製 ベ 造 の 経 な の け た を 過 品 き ば 除 措 れ 目 で ご こ き 置 ば あ に な لح つ 5 つ 付 **ത** た 則 な 本 旨 L١ 第 L١ 数 を て を 証 同 条 記 す 項 第 載 る の 七 L に 規 号 足 た 定 に 上 1) に 掲 で る ょ げ 同 書 1) 樣 類 特 る 規 式 に 別 基 に \overline{X} 定 づ ょ た

る

書

類

11

て

ば

こ

税

日 前 に 課 L た 又 は 課 す ベ き で あ つ た 特 別 \overline{X} た ば こ 税 に つ 11 て は な お の 従 施 前 行

の

の

第 八 $\overline{}$ 条 手 持 平 品 課 成 Ξ 税 + に \equiv 係 年 る + 特 月 別 $\overline{\mathbf{X}}$ 日 た ば 前 こ に 売 税 渡 L 等 が 行 わ れ た 製 造 た ば こ を 同 日 に

者 者 た لح が め U 所 所 て 得 持 当 稅 す 該 法 る 製 等 卸 造 改 売 た 正 販 ば 法 売 こ 附 業 を 則 者 第 等 同 \Box 五 又 に + は こ 小 れ 条 売 5 第 販 + 売 0 者 業 の 項 者 製 ഗ が 造 規 あ 定 る た に ば 場 こ ょ 合 0 1) に 製 製 お 造 造 11 場 た て ば か こ こ 5 移 **ത** れ 販 出 製 5 売

造

ത

ഗ

例

に

ょ

る

4 に 者 者 こ L で 等 れ な お た L L١ で 5 も あ て て る あ の の 所 場 者 لح る 特 持 合 場 が み 別 さ に 合 な 卸 \overline{X} れ は に 売 U た る \overline{X} は 販 て ば も の X 売 同 こ の \overline{X} の 業 項 に 税 域 $\overline{\mathbf{X}}$ 者 の 等 を 限 内 域 規 に لح 定 課 る 内 す 所 に L に る 在 所 て ょ 0 当 す IJ を 在 こ す る 該 た 同 当 製 ば 0 日 る 場 に 該 貯 造 こ 製 合 小 蔵 た 税 に 造 場 ば を 売 お こ 課 販 た 所 け 売 ば さ 業 こ る こ こ れ 特 者 を る れ れ こ 別 に 5 直 5 \overline{X} 売 接 **ത** の لح た 1) 管 者 者 لح ば 理 が が な 渡 こ L す 卸 る 小 税 لح た る 売 売 の も 営 販 販 き 課 業 は **ത** 売 売 税 لح 所 業 業

							4			3			2		
———— 第	第	句	お	及	び	の		納	そ		_	ح		た	標
五	五	は	١J	び	次	の	第	付	の	前	日	に	前	ば	準
+	+	`	7	第	項	ほ	_	し	申	項	ま	`	項	こ	は
_	_	そ	`	五	に	か	項	な	告	の	で	平	に	税	`
条	条	れ	次	項	お	`	の	け	に	規	に	成	規	の	当
の	0	ぞ	の	`	l 1	第	規	れ	係	定	X	Ξ	定	税	該
三	Ξ	れ	表	第	τ	四	定	ば	る	に	長	+	す	率	売
第一	第	同	の	五	¬	条	に	な	税	ょ	に	年	る	は	IJ
五	四四	表	上	+	Ξ	の	ょ	5	金	る	提	改	者	`	渡
項	項	の	欄	_	+	規	IJ	な	を	申	出	正	は	千	U
		下	に	条	Ξ	定	特	11	施	告	U	規	`	本	た
第	の様施	欄	掲	の	年	に	別	0	行	書	な	則	同	に	ŧ
_	二式行	に	げ	六	新	ょ	X		規	を	け	別	項	つ	の
項	様又規	掲	る	並	条	る	た		則	提	れ	記	に	き	٢
又	式は則	げ	Ξ	び	例	改	ば		第	出	ば	第	規	匹	み
は	第第	る	+	に	L	正	ت		Ξ	U	な	_	定	百	な
第一	三三	字	Ξ	第	ح	後	税		+	た	6	号	す	Ξ	さ
二 項	++	句	年	五	l J	の	を		兀	者	な	樣	る	+	れ
垬	四四号号	٢	新	+	う	江	課		号	は	١J	式	貯	円	る
	00	す	条	=	0	戸	す		の	`	0	に	蔵	٢	製
	= =	る	例	条	$\overline{}$	Ш	る		=	平		ょ	場	す	造
	举少 正地	0	の	の	第	X	場		の	成		る	所	る	た
部 江を 戸	様省正地式令す方		規	規	八	特	合		五	Ξ		申	又	0	ば
改川	第る税		定	定	条	別	に		樣	+		告	は		こ
正区	二省法		中	を	`	X	は		式	四		書	小		の
ー す 特	十令施		同	適	第	税	`		に	年		を	売		本
る別	五~ 行		表	用	五	条	前		ょ	Ξ		平	販		数
条 区	号 平 規		の	す	+	例	Ξ		る	月		成	売		٢
例 税	ジ 成 則		中	る	_		項		納	Ξ		Ξ	業		U
~ 条	別三の		欄	0	条	以	に		付	+		+	者		`
平例	記十一		に	こ	の	下	規		書	_		Ξ	の		当
成 等 一 a	第年部		掲	の	Ξ	Z	定		に	日		年	営		該
三 の + 一	二総を		げ	場	第	の	す		ょ	ま		+	業		特
+-	号 務 改		る	合	四	項	る		つ	で		_	所		別
			字	に	項	及	も		τ	に、		月	ご		X

5

										5				
を	当	が	は	に	ょ	当	ベ	た	11		第		第	
こ	該	課	還	ょ	IJ	該	き	ば	理	Ξ	五		五	
れ	返	さ	付	る	`	卸	も	こ	由	+	+		+	
5	還	れ	を	書	ت	売	の	の	に	Ξ			_	
の	に	た	受	類	れ	販	の	う	ょ	年	条		条	
申	係	`	け	中	5	売	返	ち	IJ	新	第		の	
告	る	又	ょ	7	の	業	還	`	`	条	=		六	
書	製	は	う	返	規	者	を	第	X	例	項		第	
に	造	課	٢	還	定	等	受	_	の	第			— -=	
添	た	さ	す	の	に	は	け	項	X	五			項	
付	ば	れ	る	理	規	`	た	の	域	+				
U	ت	る	製	由	定	施	卸	規	内	_	又法	当	は第	
な	の	ベ	造	及	す	行	売	定	に	条	は第	該	第五	
け	品	き	た	び	る	規	販	に	営	の	第四	各	=+	
れ	目	で	ば	そ	申	則	売	ょ	業	四	二百	項	項一	
ば	ご	あ	ت	の	告	第	業	IJ	所	の	項七		条	
な	ح	つ	に	他	書	+	者	特	の	規	+		の	
5	の	た	つ	参	に	六	等	別	所	定	Ξ		=	
な	本	旨	11	考	添	条	に	X	在	は	条		第	
11	数	を	て	٢	付	の	つ	た	す	`	第一		項	
0	を	証	同	な	す	_	11	ば	る	販	項		又	
	記	す	項	る	べ	の	て	ت	小	売				
	載	る	の	ベ	き	五	準	税	売	契	条平	同	条平	則十以年
	U	に	規	き	施	又	用	を	販	約	第成	項	第成二三	第年下八改こ月
	た	足	定	事	行	は	す	課	売	の	三三項十		一 二 項 十	条正の江
	上	IJ	に	項	規	第	る	さ	業	解	年		年	第条節戸
	で	る	ょ	_	則	+	0	れ	者	除	改		· 改	三例に川
	同	書	IJ	欄	第	六	こ	た	に	そ	正		正	項「お区
	樣	類	特	に	+	条	の	`	売	の	条		条	とい条
	式	に	別	`	六	の	場	又	IJ	他	例		例	いて例
	に	基	X	当	号	四	合	は	渡	な	付		付	う「第
	ょ	づ	た	該	の	の	に	課	し	む	則		則	。 平
	る	11	ば	控	五	規	お	さ	た	を	第		第	○ 成 号
	書	て	٦	除	樣	定	11	れ	製	得	八		八	付三。
	類	`	税	又	式	に	7	る	造	な	L	<u> </u>	l	
							`							

す に 税 る が つ 地 方 必 い 非 要 て 課 税 が 税 法 لح 平 あ $\overline{}$ る な 昭 成 \equiv の る 和 = で + 前 年 年 + + 五 本 の 年 案 月 合 を _ 計 法 律 提 日 所 出 第 か 得 = 5 金 しし Ξ た 額 百 段 U の 階 範 十 ま に 囲 六 す 分 号 を け $\overline{}$ 見 て 直 の 引 す 改 き ٢ 正 上 لح に げ 伴 も る に しし ほ か た 障 ば 害 こ 規 者 定 税 等 を の の 税 X 整 備 率 民

説

明